

令和 4 年 12 月 7 日

中央環境審議会循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会 石川座長 様
食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 食品リサイクル小委員会 渡辺座長 様

再生可能エネルギー規制改革関連の議題に対する提言

中央環境審議会循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会 委員
一般社団法人 全国食品リサイクル連合会 会長 濱田 博

I エネルギー利用の推進（特にメタン化）について

（再生利用等の手法に関する優先順位について）

現状の①飼料化を第一優先、次いで、②肥料化、③きのこ菌床、④メタン化等の順位のままで良い。これを変えらるれば、循環型社会形成推進基本法の見直しも必要となる。

問題提起 1 カーボンニュートラルについて

メタン化のみが CO2 の削減効果として取り上げられているが、肥料化、飼料化等の CO2 削減効果についても、国が客観的に数値を示して平等に議論を進めるべきである。

問題提起 2 飼料化第一優先について

現状、食品リサイクル法では、飼料自給率向上の観点から飼料化を第一優先としているが、実情、これらを具体的に担保している施策はない。飼料化できる有用な食品廃棄物であっても、再生可能エネルギー推進を理由に、一部の市区町村では、メタン化施設に仕向けるため収集運搬費を市区町村が補助するなど、国の施策と逆行している事例もある。飼料化が第一優先である国の施策と反する地方自治体との施策を整合する必要がある。

問題提起 3 油脂化について（飼料用油脂）

全国油脂事業協同組合連合会調べでは、食品関連事業者が排出する年間 42 万トンの廃食油の約 6 割が鶏や豚などの飼料向けに販売されている。しかし、食品リサイクル法の定義では、油脂化はメタン等の中に含まれ、飼料用油脂については飼料化として明確に定義されていない。そのため飼料用油脂が、SAF（持続可能な航空燃料）に利用されると、国内の飼料用油脂が大幅に減少し、畜産農家に多大な影響を及ぼす恐れがある。飼料用油脂については、飼料化に含めて明確に定義するよう見直しを求めたい。

問題提起 4 FIT 制度と排水処理の課題

補助金頼みの FIT 制度において大規模なメタン化施設を運営した場合、補助金がカットされたのちの運営が不安定になる恐れがある。またメタン化施設は故障も多く排水処理については、下水処理場に負荷がかかり、環境影響が極めて大きいと考える。また市町村が行うメタン化施設と民間が行う肥料化・飼料化施設等が競合せずに相互補完できるよう、各市町村が計画する一般廃棄物処理計画について国が指針（ガイドライン）を示す必要がある。

Ⅱ メタン化による再生利用事業計画の認定（リサイクルループ）について

農畜水産物等の自給率向上を第一と考え、メタン化施設から生じる消化液については、液肥利用についてのみ認定すべきである。

Ⅲ 食品関連事業者に対する焼却・埋立の削減目標の新たな設定について

発生抑制の観点から考えても、再生利用実施率に加えて新たに焼却・埋め立ての削減目標を設定することは、排出事業者責任の意識が高まる効果が期待できる。

Ⅳ 社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性等（食品関連事業者の範囲や定義について）

問題提起 1（多量排出事業者の規模の見直しについて）

現状、食品廃棄物等が年 100 トン以上の場合、毎年度、その発生量や再生利用等の状況に関し主務大臣に報告し、主務大臣による勧告、命令の対象となる。しかし、地方ではこうした大規模な食品関連事業者は少なく、いまだ食品リサイクルに消極的な食品関連事業者も多い。例えば年間 50 トン以下、30 トン以下など段階的に引き下げ、準多量排出事業者も対象とすべきである。

問題提起 2 食品関連事業者の定義や範囲について

現在、民間事業者は食品関連事業者に該当すればすべて食品リサイクル法の対象となるが、行政施設は対象から外れている。（例えば、学校給食センター、刑務所の食堂、自衛隊食堂等）国が定めた法律である以上、率先して行政施設も食品関連事業者の対象とすべきである。

問題提起 3 災害備蓄食料品（乾パン、アルファーマ等）について

自然災害に備え、各自治体を中心に災害備蓄食料品を大量に保管している現状があり、賞味期限切れが生じた場合、大量に排出、焼却されることから災害備蓄食料品についても、食品リサイクル法の対象とすべきである。

Ⅴ「登録再生利用事業者制度」について、過去 1 年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。

実績のないものを安易に登録できるようにすれば、また不正転売事件（ダイコー事件）など、登録再生利用事業者の不適正処理事案につながる恐れがある。こうした事件が二度と起こらないよう、従来どおり 1 年間の実績を積み重ねた上で登録するほうが、国の登録制度としての信頼を得られる。また従来の既存の登録再生利用事業者も登録申請に努力してきた。

ダイコー事件に鑑み、前回の審議会の答申の中で示された、「登録再生利用事業者の育成策」について「業界自主基準・食品リサイクル優良業者認定制度を活用する」と報告された。当団体と環境省及び農林水産省と意見交換しながら制度設計・試行してきたので、今後、どのように登録再生利用事業者の育成策として活用していくかについては審議会でも議論を前進させていきたい。

以上